

# 公共工事の中間前金払に関するQ&A

平成26年4月 群馬県

## Q1 中間前金払とは何ですか？

A1 建設工事においては、請負代金額の10分の4以内について前金払の支払いをすることができますが、これに追加して、さらに10分の2までを前払金として支払うことができる制度です。

## Q2 中間前金払のメリットは何ですか？

A2 中間前金払は、部分払と比較し、請負者および発注者双方の事務を簡素化することができます。部分払の場合は出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、部分払に比べ検査等にかかる手間と時間が大幅に節約されますので、工事の進捗にも影響することが少なくなります。

## Q3 中間前金払の対象となる工事は？

A3 群馬県における中間前金払の対象工事は、**請負代金額が50万円以上の建設工事**（土木、建築に関する工事）です。

## Q4 中間前金払を請求できる条件は何ですか？

- A4
- ①工期の2分の1を経過していること。
  - ②工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
  - ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
  - ④既に前金払の支出が行われていること。
  - ⑤部分払の支出がされていないこと。（複数年事業については同一年度においてされていないこと。）

**Q5 中間前金払の提出書類はどのようなものですか？**

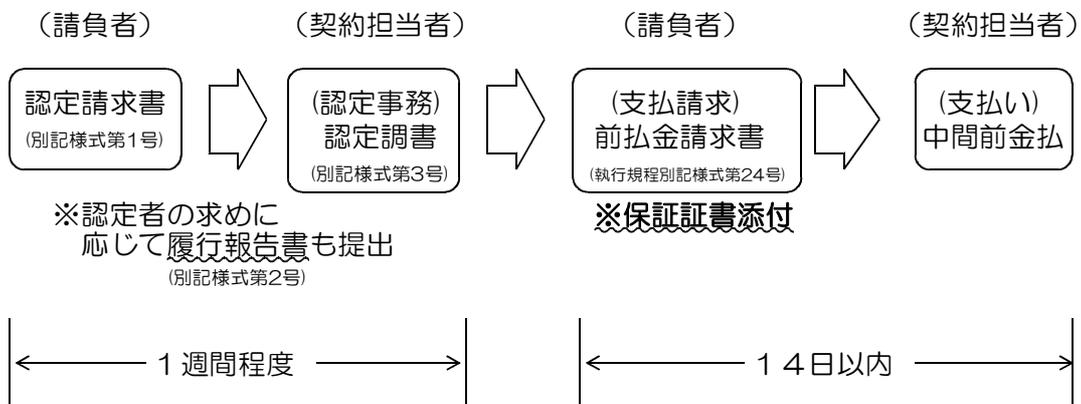
A5 以下のとおりです。

- ①中間前金払の認定請求書（別記様式第1号）を契約担当者へ提出する。
- ②認定者（契約担当者又は規定により調査を行う者）へ履行報告書（別記様式第2号）を提出する。
- ③認定者から届いた（適当と認められた場合）認定調書（別記様式第3号）と中間前払金保証証書（保証事業会社が発行）を、群馬県公共工事執行規程で定める前払金請求書（別記様式第24号）に添えて発注者へ提出する。

※各様式は「県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱い」の様式

**Q6 中間前金払の認定から支払いまでには、どれだけの期間を要しますか？**

A6 概ね、次のとおりです。



**Q7 請負契約が変更（増額・減額）された場合、中間前払金はどうなりますか？**

A7 中間前金払は、「請負代金額の20%以内で、かつ前金払（中間前金払含む）の支払総額が契約額の60%を超えないこととなっています。

①変更【増額】の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前金払＞変更後の請負代金額×20%」  
となるので、「変更後の請負代金額×20%」が中間前金払の額となります。

例) 請負代金額1千万円 増額変更 5百万円 前払金4百万円

$15,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 15,000,000 \text{ 円} \times 20\%$   
 $5,000,000 \text{ 円} > 3,000,000 \text{ 円}$

中間前払金請求可能額 3,000,000 円

②変更【減額】の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前金払＜変更後の請負代金額×20%」  
となるので、「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前金払」が中間前金払  
の額となります。

例) 請負代金額1千万円 減額変更 2百万円 前払金4百万円

$8,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 8,000,000 \text{ 円} \times 20\%$   
 $800,000 \text{ 円} < 1,600,000 \text{ 円}$

中間前払金請求可能額 800,000 円

Q8 契約変更により工期が延長となった場合、条件にある「工期の2分  
1」はどうなりますか？

A8 変更後の工期（延長後の工期）の2分の1とします。

Q9 「部分払」との関係はどうなりますか？

A9 部分払と中間前金払を併用することは可能です。ただし、部分払後  
は、中間前金払を請求をすることはできません。（債務負担契約に  
係るものについては、同一年度に限り不可。）

また、中間前金払の支払いを受けた場合、契約時に定めた部分払の  
回数を1回減じることとなります。（ただし、繰越等に係る年度内  
出来高確定のための部分払は回数に数えない。）

## 「取扱い」改正の経緯等 ～参考～

群馬県では、平成23年4月1日の「県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱い」改正で、従来のような、請負代金150万円、かつ予定工期90日以上工事における契約締結時の中間前金払又は部分払の選択が必要なくなりました。

当初契約締結時にどちらか一方を選択した中間前金払又は部分払については、後になっての変更ができなかったものを、平成21年7月1日の同取扱いの改正で、条件を満たした上で事務手続を行えば変更できる（平成22年4月1日でさらに条件等を緩和）こととしたところですが、「一方選択制」が基本でした。

しかし、改正により選択は不要となり、完全な併用制（条件によっては併用できない場合あり。）としたところです。

選択制ではないので、変更の事務手続き等も不要となります。約款の条文は「できる規定」であることから、明記してあるからといって必ずしも中間前金払や部分払を請求する必要はなく、そもそもどちらか一方を選択しているわけではないので、従来のように部分払を選択した際の工事契約約款第34条第3項及び第4項の削除や、中間前金払を選択した際の第37条の削除という事務も不要となったところです。

平成26年4月1日の改正では、資金需要への迅速な対応をより一層図るため、中間前金払の対象工事を、「請負代金が150万円を超え、かつ予定工期90日以上工事」から、「請負代金50万円以上の工事」としたところです。

その他詳細については、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いをご覧ください。